

生きていく上で欠かすことができない「食」を未来につなぐ、私たちのまちの新規就農者や農業後継者などを紹介します。

## 霧島の農業をミライへ



北川 慧さん(30) 東京都出身、溝辺町在住。就農1年目。北川農園共同代表。  
北川 沙恵子さん(28) 神奈川県出身、溝辺町在住。就農1年目。北川農園共同代表。  
営農類型：露地野菜 営農面積：75a  
経営作目：根菜類(ショウガ)、葉茎菜類(キャベツ、ネギ)、果菜類(ピーマン)



**爽** やかでほんのりと甘い  
香りが広がる収穫期の  
ショウガ畑。その収穫に精を  
出すのが、北川慧さん(30)・沙  
恵子さん(28)夫妻です。

関東で生まれ育ち、農業  
とは無縁だった2人。慧さん  
は就職活動で自然の中で働き  
たいと、沙恵子さんは中学校  
の授業で農業者人口の減少を  
知ったことをきっかけに、農  
業を志しました。そして、就  
職した志布志市の農業法人で  
出会い、2人は結婚しました。

いっしょか2人の夢は農業で  
の独立に。その手段として活  
用したのが、県内でまだ例が  
少ない第三者継承制度でした。  
今では「師匠」と慕う継承元の  
平原正志さん・夏美さん夫妻と  
出会い、ノウハウを学びつつ信  
頼関係を深め、今年4月、2  
人はついに独立の夢をかなえ  
ました。「うれしさと同時に師  
匠の築いたものを引き継ぐ責  
任を感じました。畑や技術だ  
けでなく、支援していただい  
る方々との出会いも師匠の存  
在あってこそ。『ショウガとい  
えば北川農園』と呼ばれるよう  
になるのが夢ですね」

### 農地だけでなく、人脈などの無形資産も継承 農業経営の第三者継承制度

後継者のいない農家が有する農地などの  
有形資産と知識や技術、人脈などの無形資  
産を、第三者である就農希望者に継承する  
第三者継承制度。就農希望者にとっては、自  
己資金が少なくても農業を始めやすく、継承

元の農家にとっても、後継者を広く募ることが  
できる制度です。次世代に引き継ぐことで社  
会や地域に貢献できるなどの利点があります。

図＝公益社団法人県農業・農村振興協会

☎099(213)7223

